

2022年 4月 19日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書（3）

貴社本年4月12日付「『不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書（2）』につきまして」と題する書面（以下「上記書面」という）を頂きました。下記の通り再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面に於いても、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。当労組は、貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めてきましたが、貴社は一向に是正しようとされません。重ねて尾原慶則社長による誠実なご回答を求めます。
- 2 上記書面によれば、「当社令和4年4月1日付『貴組合よりの書面につきまして』のとおりです。」と述べられましたが、この書面は貴社が「優先順位」について当労組に求めたものであり、当労組は既に当労組本年4月4日付「貴社『貴組合よりの書面につきまして』について」で貴社に回答済です。当労組と貴社との書面のやり取りを、正しく理解・整理された上で貴社代表者のご回答を求めます。

尚、当労組本年3月23日付「不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書」に対し、貴社から一切の回答を頂いておりません。繰り返しになりますが、当労組要求は、同

書面の「とおり」ですので、再度回答されるよう強く要求致します。

- 3 上記書面よれば「本書面によります本年4月12日から同月14日の間での団体交渉開催の要求は、お受けしかねます。」と述べておられますが、貴社は当労組本年3月23日付「不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書」及び同4月4日付「貴社『貴組合よりの書面につきまして』について」に対し何らご回答を為されておられません。

当労組と致しましては、要求に対して回答もされないで団交も拒否されるという上記不誠実対応は明らかな不当労働行為であり、断じて黙認できるものでなく、強く抗議申し上げます。

- 4 上記書面によれば、「回答期限として4月12日（火）12時30分を挙げておられますが、このような回答期限要請には応じかねることがあります」と述べておられますが、そもそも当労組が求めた回答期限（4月1日）と、団交要求日を貴社が無視された結果であり、甚だしい見当違いと言わなければなりません。

- 5 当労組と致しましては、以下の通り要求致します。

- ①上記1～4の項目毎に対し、誠実なご回答を求めます。
- ②当労組本年3月23日付「不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書」の1～3の項目毎に対し、誠実にご回答下さるよう求めます。
- ③当労組本年4月4日付「貴社『貴組合よりの書面につきまして』について」1～3の項目毎に対し、誠実にご回答下さるよう求めます。
- ④当労組本年4月11日付「不当辞令撤回兼団体交渉開催要求書（2）」の1～4の項目毎に対し、誠実にご回答下さるよう求めます。

上記についての一次回答を本年4月22日（金）17時30分までに当労組分会宛為されるよう強く要求致します。

尚、繰り返し申し上げているように、当労組上記書面に対するご回答に際しては、呉々も、①具体的記述をご指摘の上、②合理的理由及び根拠、③趣旨を明らかにした上でご回答為されるよう再度強く要求致します。

以 上